

## 鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県立美術館（以下「美術館」という。）に対する市民の関心を高める事業を行う事業者又は団体の当該事業の実施を支援することにより、美術館の開館への機運の醸成を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、国、他の地方公共団体等から助成を受けた額を控除した額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（100円以下の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、補助金が交付されるべき年度の12月31日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず様式第1号の申請書（以下「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

### (交付決定の時期)

第5条 市は、交付申請書の提出を受けたときは、別に市で設置する審査委員会において、当該交付申請書に係る交付申請の内容について審査を行うものとする。

2 補助金の交付決定は、原則として、前項の審査委員会の終了の日の翌日から30日以内に、審査委員会での交付申請の内容についての評価を踏まえて行うものとする。

3 補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

4 第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

### (検査員による検査)

第7条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第5号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第6号によるものとする。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県立美術館 に対する市民の 関心を高める事 業	次の第1号又は第 2号に掲げるもので あって、かつ、第3 号に掲げる者に該当 しないもの (1) 市内に事務 所、店舗その他の事 業所を有する者（法 人でないものを含 む。） (2) 市内に活動拠 点を有する5人以上 の個人により組織さ れた団体 (3) 次のアからウ までのいずれにも該 当しない者 ア 政治活動若しく は宗教活動を行い、 又は特定の思想の普 及を行おうとする者 イ 暴力団又は暴力 団員等の統制下にあ る者 ウ その活動の実体 がない者	(1) 基本コース 補助事業の実施に 要する報償費、旅 費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、 備品購入費、その他 市長が必要と認め る経費 (2) 拡大コース 補助事業（ただし、 広く参加者を募る ものや、多くの来場 者が見込めるなど 広報効果が高いも ので、概ね100人以 上に周知できるも のに限る。）の実施 に要する報償費、旅 費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、 備品購入費、その他 市長が必要と認め る経費	(1) 基本 コース 10分の10 (2) 拡大 コース 10分の10	(1) 基本コー ス 50,000円 (2) 拡大コー ス 100,000円

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

補助金等交付申請書

鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業  
（  基本コース  拡大コース ）
- 2 算定基準額（見込み） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - （1） 事業計画書
  - （2） 収支予算書（に準ずる書類）

様式第2号（第4条関係、第8条関係）

事業計画書（事業報告書）

1 補助事業等の名称

2 事業の内容

3 着手（予定） 年 月 日

4 完了（予定） 年 月 日

5 事業の実施方法（直営、請負、委託等の別）

6 暴力団等との関係

申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、  
（1）暴力団（2）暴力団員（3）暴力団関係者 のいずれにも該当しません。

7 その他事業を実施するに当たって必要な事項

8 添付書類（見積書、領収書の写し等）

様式第3号（第4条、第8条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他すべての財源を明記すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
補助金（鳥取県立 美術館開館機運醸 成創出事業補助 金）				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
その他				
計				

※ 1収入の部・2支出の部のそれぞれで行が不足する場合は、適宜これを追加すること。

様

倉吉市長

鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業」とし、その内容は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金交付要綱（令和4年7月1日総務部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

- (1) 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

参考様式（規則様式第2号（規則第12条関係））

年 月 日

（宛先）  
倉吉市長

申請者住所  
氏名  
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年月日第号で交付決定（内示）のあったについて、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

- 1 補助金等の名称
- 2 交付決定（内示）額            円
- 3 変更（中止・廃止）後の額            円
- 4 差引            円
- 5 変更（中止・廃止）の時期            年 月 日
- 6 変更（中止・廃止）の理由    ○○のため
- 7 添付書類
  - （1） 変更（中止・廃止）後の事業計画書
  - （2） 変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）



参考様式（規則様式第3号（規則第17条関係））

年 月 日

（宛先）  
倉吉市長

申請者住所  
氏名  
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあつたの実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
交付決定(ア)	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績(イ)	円	円
差引(ウ＝ア－イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書（に準ずる書類）	

参考様式（規則様式第4号（規則第20条関係））

年 月 日

（宛先）  
倉吉市長

申請者住所  
氏名 印  
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

補助金等支払請求書

年 月 日 第 号で交付決定（確定）のあつた補助金について、倉吉市補助金等  
交付規則第20条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 交付決定（確定）額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別
- 5 添付書類（該当のないものは、取消線その他の方法により削除すること。）
  - （1） 交付額確定通知書（概算払通知書）の写し
  - （2） 補助金等受入額調書
  - （3） その他（ ）

参考様式（規則様式第5号（規則第20条関係））

補助金等受入額調書

補助金の名称	
交付決定（確定）額	円
受入済額（受領日）	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
	円（ 年 月 日）
今回支払請求額	円
差引支払未請求額	円

番 号  
年 月 日

様

倉吉市長

概算払通知書

年 月 日第号で交付決定のあった鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払の基準（限度額又は対象経費）
- 4 請求書の提出補助事業者は、概算払を受けたい場合は、 月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

番 号  
年 月 日

様

倉吉市長

〇〇年度鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金交付額確定通知書

年 月 日第号で交付決定のあった鳥取県立美術館開館機運醸成創出事業補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称

2 確定交付額等 補助金の確定交付額は、次のとおりである。

- (1) 確定交付額 金 円
- (2) 算定基準額 金 円
- (3) 交付決定額 金 円

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用される同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

4 補助金の支払予定日 年 月 日